

釧路市地域福祉計画策定市民委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 釧路市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、釧路市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定及び推進するにあたり、広く市民から意見を求めるため、釧路市地域福祉計画策定市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、釧路市において地域福祉を推進するための課題や解決策について整理・検討し、意見書を作成し、市長に提出する。

2 委員会は、地域福祉計画に記載する施策・事業や福祉関係団体等による地域福祉関係事業の実施状況等について情報交換を行うとともに、地域福祉推進上の課題や今後の方策について協議する。

(構成)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者

(3) 公募により選考された者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉部地域福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成18年7月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 釧路市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成20年11月10日施行）は廃止する。